

シンボルマーク使用規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

## シンボルマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の統一的なイメージを維持するために定めたシンボルマーク等（シンボルマーク及びシグネチュアシステム（シンボルマークとロゴタイプの組み合わせをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の適正な使用，維持並びに管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(基本デザインマニュアル)

第2条 シンボルマークの形状，配色等及びシグネチュアシステム並びにこれらの使用方法については，別添「独立行政法人日本学生支援機構基本デザインマニュアル（平成16年4月1日）」（以下「基本デザインマニュアル」という。）に定めるところによる。

(使用対象)

第3条 シンボルマーク等は，機構の社会的認知に必要と認められる対象物（建物，看板，印刷物，ポスター，封筒，名刺及びホームページ等をいう。）に使用するものとする。

(基本デザインマニュアルの管理，運営)

第4条 基本デザインマニュアルは，政策企画部長が管理し，各部署が基本デザインマニュアルに定められた使用制限を越えた使用を希望する場合は，予め政策企画部長に相談することとし，政策企画部長が調整を図るものとする。

2 政策企画部長が新たな使用事例を承認した場合は，これを基本デザインマニュアルに追加，補正するものとする。

(外部の者による使用)

第5条 外部の者は，シンボルマーク等を使用することができない。ただし，機構が業務運営において必要と認める場合には，使用することができる。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第10号） 抄

1 この規程は，平成17年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第4号）  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。